

## 第 3 期越谷市障がい福祉計画策定基本方針

### 1 趣旨

この基本方針は、「第 3 期越谷市障がい福祉計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

### 2 策定の背景

平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である障がい福祉計画を定めることが義務付けられた。障がい者計画における障がい者施策と合わせ、総合的な障がい者自立支援体制の確立を目指しているところである。

現行の計画である第 2 期越谷市障がい福祉計画は、平成 21 年度から平成 23 年度までの計画期間となっていることから、平成 24 年度からの新たな計画を策定するものである。

### 3 策定の根拠

障害者自立支援法第 88 条第 1 項によれば、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。」とされている。

なお、第 3 期越谷市障がい福祉計画の策定にあたっては、平成 22 年度に策定した「第 3 次越谷市障がい者計画」（平成 23 年度～27 年度）と整合性を図ったものとする。この「第 3 次越谷市障がい者計画」については、障害者基本法に基づき、本市の障がい者福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにしたものであり、第 4 次越谷市総合振興計画の部門計画として位置づけている。

### 4 計画期間

国から示された考え方に基づき、これまでに、平成 18 年度から 20 年度までを計画期間とする第 1 期計画を平成 18 年度に、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする第 2 期計画を平成 20 年度に策定している。

第 3 期計画についても、国から示された第 3 期障害福祉計画の考え方に基づき、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成 25 年 8 月までに実施されることが決

定していることなどから、計画期間中においても計画を見直す必要があるものと予想される。

## 5 策定体制

※別紙 1 参照

### (1) 庁内体制

#### ① 策定委員会

福祉部長を委員長、子ども家庭部長を副委員長とし、関係各課の課長の職にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、計画策定に必要な協議を行い、計画案を作成する。

#### ② 作業部会

福祉部障害福祉課副主幹を部会長、子ども家庭部子育て支援課児童福祉担当副主幹を副部会長とし、関係各課の副課長（副主幹）または係長（主査）の職にある者で構成する作業部会を設置する。作業部会は、計画案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行う。

### (2) 越谷市障害者施策推進協議会

障害者自立支援法第 88 条第 6 項によれば、「障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。

本市では、障害者基本法に基づき、越谷市障害者施策推進協議会条例を定め、平成 18 年 8 月に越谷市障害者施策推進協議会を設置している。本協議会は、学識経験者、保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募による市民により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴くものとする。

### (3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

障害者自立支援法の改正により、自立支援協議会を設置した都道府県等は、障害福祉計画を定め、又は、変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととなる。その施行日については、平成 24 年 4 月 1 日を予定しているが、改正の趣旨を踏まえ、第 3 期障害福祉計画の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることが望ましいとの考え方が国から示されている。

障害者自立支援法第77条第1項第1号において市町村が実施する相談支援事業について定められ、相談支援事業として実施すべき便宜の供与について規定しており、障害者自立支援法施行規則第65条の10において、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置」が義務付けられていることから、本市では、これにあたる越谷市障害者自立支援協議会を平成22年3月に設置している。本協議会は、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴くものとする。

#### (4) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

## 6 意見募集等

### (1) サービス事業所等への移行状況等の調査

サービス事業所及びデイケア施設等約150箇所を対象に、新体系への移行の実態等を把握し、課題等の整理分析を行う。

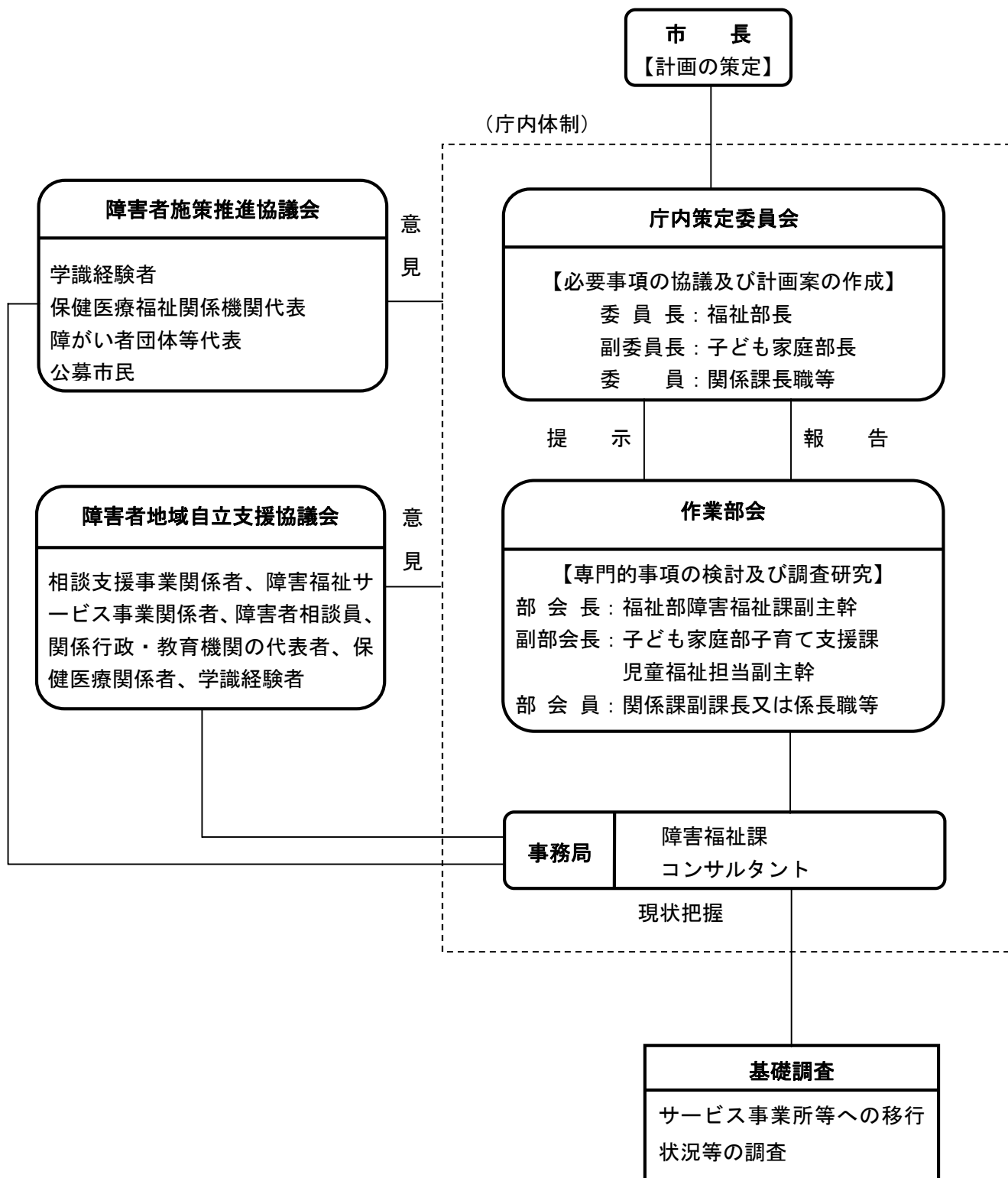
### (2) パブリックコメント

越谷市のホームページ等を活用し、素案に対する市民の意見を募集する。

## 7 策定スケジュール

※別紙2参照

### 第 3 期越谷市障がい福祉計画策定体制



第 3 期越谷市障がい福祉計画策定スケジュール

